

意見書案第 3 号

地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

令和 7 年 6 月 16 日

川崎市議会議長 原 典 之 様

提出者 川崎市議会議員 野 田 雅 之

〃 木 庭 理香子

〃 田 村 伸一郎

〃 宗 田 裕 之

〃 重 富 達 也

地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書

消費者庁の令和6年版消費者白書によると、令和5年度の全国の消費生活相談件数は約90.9万件と前年度よりも3万件以上増加し、消費者被害・トラブルの契約購入金額の推計値は約10.6兆円と前年度よりも2兆円以上増加しており、消費者被害の防止や救済がより一層求められている。

平成26年に開始された地方消費者行政推進交付金は、消費生活相談員の人件費に充てることができることから、長い間地方自治体の消費生活相談体制を下支えしてきたが、本市では令和7年度末に活用期間が終了するため、相談窓口開設日の減少並びに消費者への啓発及び救済といった事業の縮小を余儀なくされるおそれがある。

また、近年問題となっていることは、消費生活相談員の高齢化並びに新規及び若手の担い手不足の深刻化であり、消費生活相談員が安定的に業務を継続できるような雇用形態及び処遇の改善が必要である。

さらに、消費者庁は消費生活相談のデジタル化に向け、令和8年10月に全国消費生活情報ネットワークシステム（P I O－N E T）に代わる新しいシステムの整備を予定しているが、端末のリース費用、セキュリティ対策の継続的な更新費用及び通信費は、全て地方自治体が負担しており、これらの経常的経費も国の責任で措置すべきである。

よって、国におかれては、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 地方自治体の財政事情によることなく、地方消費者行政を安定的に推進するための恒久的な財源を措置すること。
- 2 消費生活相談員の安定的な確保及び処遇改善に係る制度設計に必要な予算措置を講じること。
- 3 国が進める消費生活相談のデジタル化に係る予算を国の責任で措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

消費者庁長官

宛て